

## 議案第2号 平成30年度事業計画案承認の件

### 第1. 基本方針

平成26年度「嘱託登記研修会・個別相談会」、平成28年度「しずおか未登記シンポジウム」、平成29年度「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン研修（以下「ガイドライン研修」という。）」と近年外部広報を中心に事業展開を行ってきた。当協会を活用していただくためには、司法書士活用の有益性の認知度を上げることが重要と考えてきたからである。これら一連の事業によって、当協会の認知度は飛躍的に上がり、徐々にではあるが受託に結びついていると感じている。その一方で、特に市町からの発注は裾野が十分に広がっているとは言い難い。「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 最終とりまとめ」においても基礎自治体の「所有者探索にかかるノウハウがなく、手間と時間がかかった」といった課題に対する対応方策として「関連制度活用のためのサポート体制の構築」が述べられている。

そこで、平成30年度は、概括的な広報からより具体的な内容をテーマとした官公署向け研修会を開催する。同事業は公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士協会」という。）との共催事業とし、公共事業の円滑化に資するそれぞれの協会の専門性を広報することで相乗効果を上げていきたい。なお、本研修会はガイドライン研修の際に実施した官公署職員へのアンケートを踏まえ、継続事業とすることを視野に入れる。また、受託に対応するため、並行して平成29年度に十分に対応できなかった公嘱協会の受託可能な事件範囲の研究は引き続き継続する。

広報ツールについてはより進化させるため、KOSHOKU LETTER、ホームページについて改良を重ね、費用対効果の高い内容へレベルアップを図っていきたい。

入札事件については、100名を超える司法書士・司法書士法人が所属する当協会が公共性の高い意義ある存在であることのPRも兼ねて、低廉であっても受託意欲のある社員を募り、積極的に応札していきたい。

内部的には早期の事件処理に対応し、当協会の信頼性の維持・確保に繋げるため、公嘱管理システムを導入する。これに伴い、事務室の移動、本会との委託事務契約の締結等を実施する。事務職員が新しい環境に慣れるまでご理解・ご協力をお願い申し上げます。

以上のとおり、公嘱協会制度の将来を見据えた事業計画に対し、引き続き、社員各位のご協力をお願い申し上げます。

## 第2 個別事業

### 1. 未登記解消事業

#### (1) 官公署職員向け「用地買収問題シリーズ研修会（仮）」の実施

土地家屋調査士協会との協働で、官公署職員を対象にした研修会を実施する。

テーマは用地買収に関連するものとし、①官公署における嘱託登記業務の円滑化、②官公署職員との信頼関係の構築、③土地家屋調査士協会との連携強化を目的に、平成30年度以降、当協会の継続事業として行っていく予定である。

#### (2) 講師派遣制度（出前講座）

平成29年度に引き続き、官公署から派遣要請を受け講座を開催し、司法書士の活用の広報とともに未登記問題の解決に積極的に取り組む。

#### (3) 未登記解消及び業務拡大の研究

平成29年度に引き続き、未登記問題の解決及び受託の拡大のため、公嘱協会が受託可能な業務の範囲についての研究を行う。

### 2. 受託推進活動

#### (1) 官公署へのアプローチ

官公署に対し、国土交通省がとりまとめた「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」の広報とともに、所有者不明土地問題の解決における当協会の活用、及び相続人調査の受託の推進に取り組む。

- ① 所有者不明土地問題の解決における当協会の活用の推進
- ② 相続人調査等の受託推進
- ③ K O S H O K U L E T T E R の配布
- ④ 出前講座の案内

#### (2) 入札対応

引き続き過去の入札情報を元に適時・的確な入札対応を行い、他県への入札事件へも可能な限り対応する。

また、ここ数年の落札価格の低下に伴い落札数が減少している現状を打開するため、落札可能な低額の単価でも受託していただける社員を募り、当該社員に落札価格の決定や、落札後の当該官公署との打ち合わせ、事件配分等の業務執行を依頼する代わりに、当該官公署から発注される事件を受託できるとする「入札有志連合制度」を導入し、落札件数、ひいては受託件数の増

加に努める。

### **(3) 相続人調査事業の推進**

戸籍調査業務は、その後の相続登記・用地買収登記の受託も期待できるため、長期的に見ればメリットが大きく、今後も積極的に受託を推進していく。

### **(4) 土地家屋調査士協会との関係強化**

官公署からの様々な受託に応えられるよう、用地買収問題シリーズ研修会（仮）の共催をはじめ、常にお互いの顔の見える関係を継続する。

## **3. 組織運営**

### **(1) 理事合議、委員会の運営**

理事合議・・・適宜開催

総務委員会・・・事務局運営、総務、経理関係  
公嘱協会の業務拡大の研究

広報委員会・・・広報全般、国土交通省ガイドライン・所有者不明土地問題の周知活動

配分委員会・・・事件配分への対応

入札委員会・・・入札事件への対応

研修委員会・・・社員向け研修会、出前講座事業

H30 実行委員会・・・官公署向け用地買収問題シリーズ研修会（仮）の企画運営

### **(2) 事件配分の適正管理**

① 配分委員の選定及び配分運営の管理

② 浜松地区における配分委員の意見・情報交換会の開催

③ 配分委員に対する通信費（配分1回500円）の支給

### **(3) 広報活動**

① 対外広報

・KOSHOKU LETTER vol. 6を発行する。

・ホームページに新たに「News & Topics」とFacebookページにリンクするバナーを設置し、活動状況を随時更新する。

② 対内広報

・THE KOSHOKU TIMESを4か月に1回のペースでCOMPASSにより配信する。

・本会通信に公嘱だよりを毎月寄稿する。

#### **(4) 事務局運営**

① 公嘱管理システムの導入

平成30年10月1日をもって公嘱管理システムを導入し、事務の効率化を図る。

② 本会との業務委託契約の締結

本会と業務委託契約を締結し、本会に対し業務委託費を支払う。

業務委託契約の内容は、本会に対し、当協会に関する次の事務、すなわち、受託事件の請求、会費等の徴収、費用の精算、出納に関する事務、及び、会議や研修等に関する資料の作成、社員の管理などの事務を委託し、その委託費として、本会に業務委託費を支払うというものである。また、業務委託契約には、当協会と本会が、業務上知り得た個人情報等について、相互に守秘義務を負うという内容も含まれる。

③ 経理方式及び定率会費の計算方法の変更

当協会の経理方式につき、これまで、官公署からの売上げに当たる受取公共嘱託登記事業収益は税抜経理とし、経費等を税込経理としていたところ、平成30年度から、税込経理に統一することとする。

これに対応し、定率会費の計算方法も、これまで税抜きの受託事件報酬金額に2割ないし1割の比率を掛けて計算していたものを、税込みの受託事件報酬金額に2割ないし1割の比率を掛けて計算することとする。

#### **(5) 研修事業**

① 内部研修会の開催（嘱託登記に関連する研修を開催）

② 出前講座の充実化